（登録の更新）

第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（検査の方法）

第十五条の四　法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。

二～七　（略）

（変更の届出）

第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（水質検査業務規程）

第十五条の六　法第二十条の八第二項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の国土交通省令・環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一・二　（略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十　（略）

２　法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。

一～十一　（略）

（登録の更新）

第十五条の三　法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（検査の方法）

第十五条の四　法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二～七　（略）

（変更の届出）

第十五条の五　法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（水質検査業務規程）

第十五条の六　法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

２　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

３　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

（業務の休廃止の届出）

第十五条の七　登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八　法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の九　法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一・二　（略）

（帳簿の備付け）

第十五条の十　（略）

２　法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一～十一　（略）